

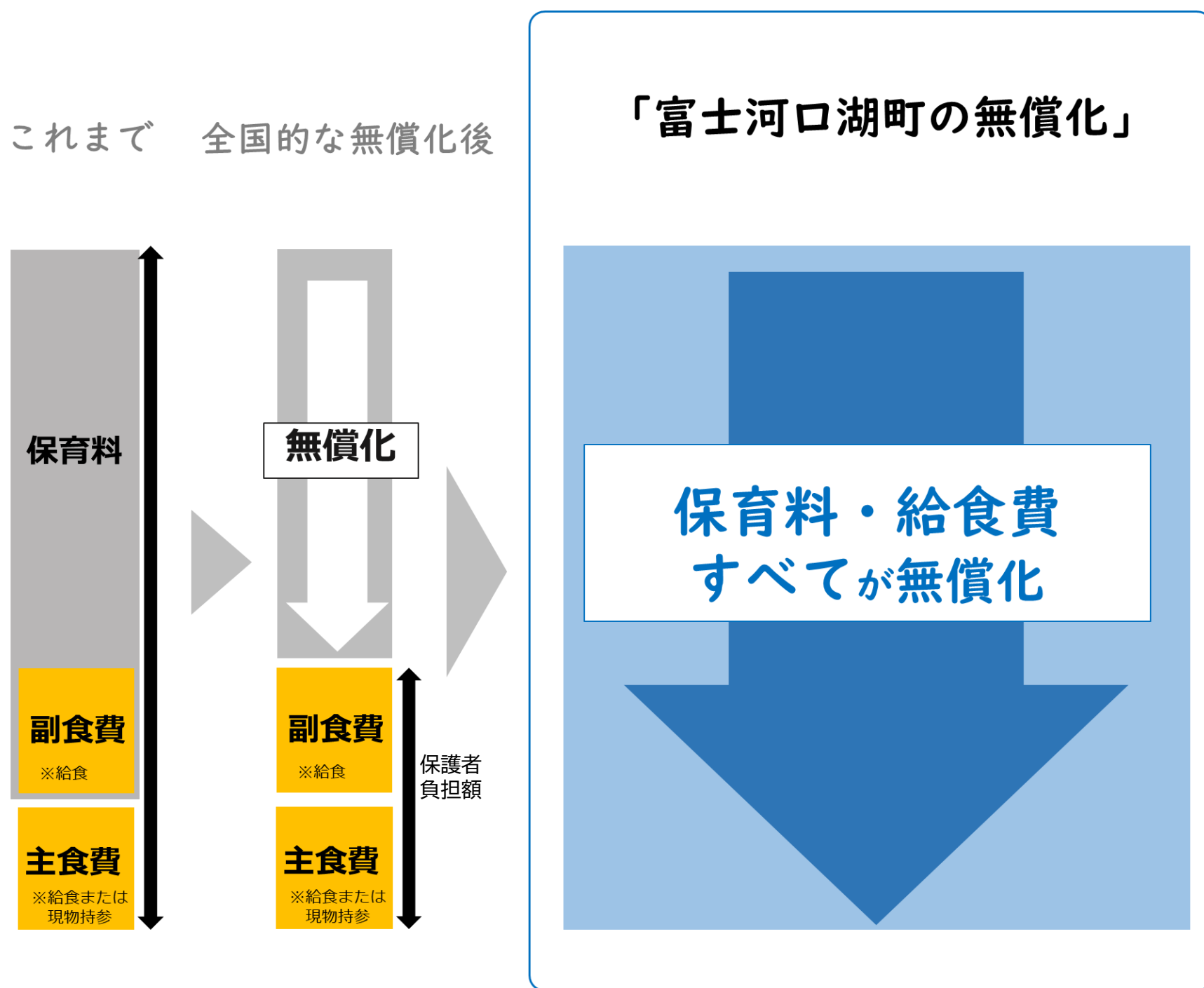


「給食費の無償化」はじまります！

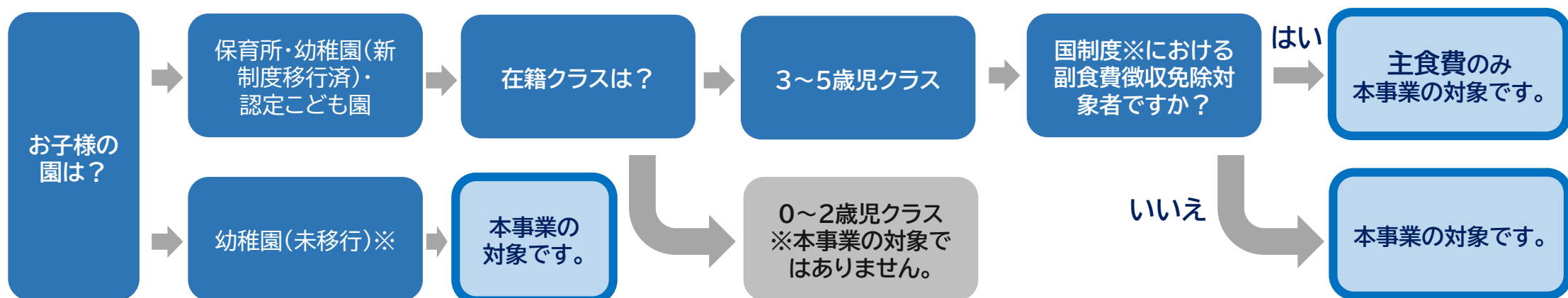
① 「給食費支援事業」とは？

令和元年度「幼児教育保育の無償化」により開始された副食費（おかず等）徴収免除制度では一部世帯のみが対象（国制度）となります。

富士河口湖町では「子育て世帯の経済的負担軽減」のため、すべての世帯を対象に保育所等での給食に必要な費用について無償化事業（町独自制度）を開始いたします。町立保育所では「徴収なし」。私立保育所・町外施設をご利用の場合には相当額が「補助」される事業となります。



◇対象者判定チャート

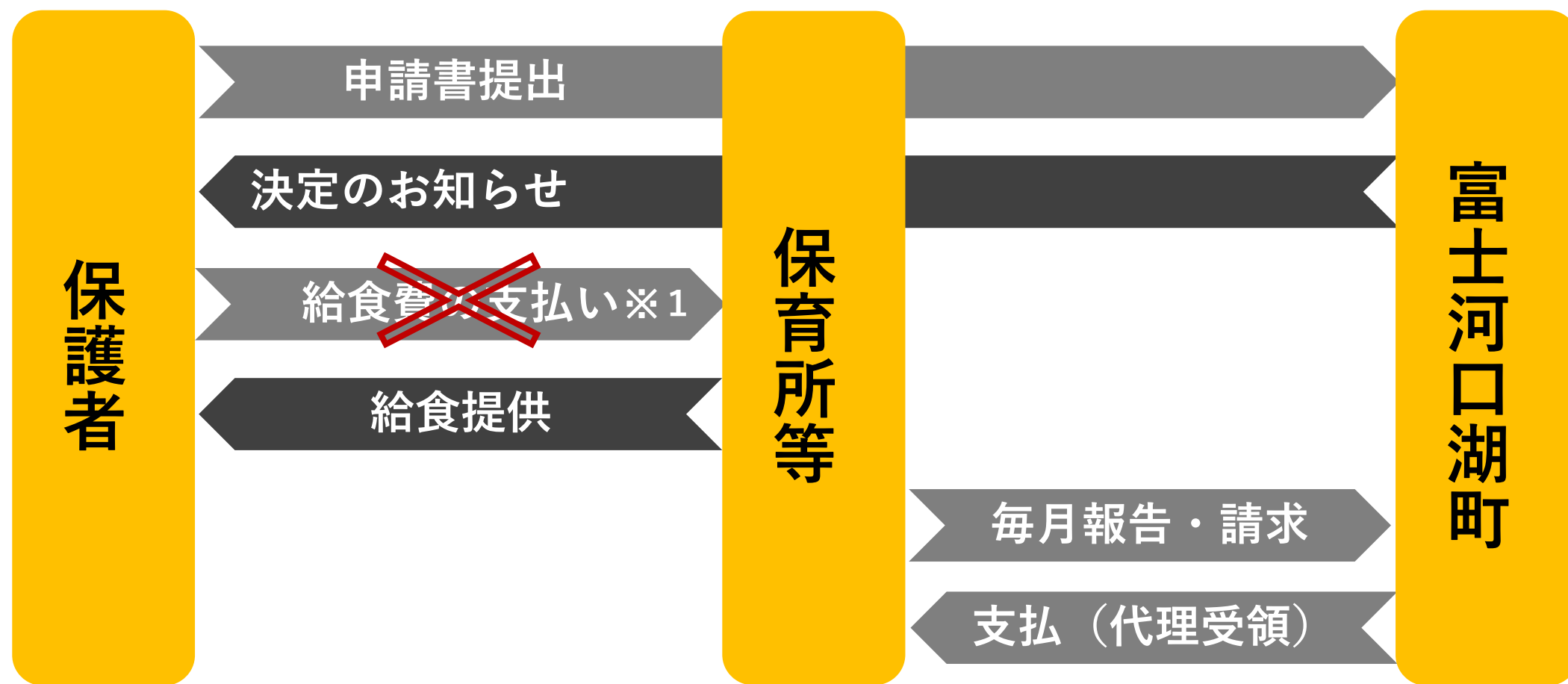


※国制度とは「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号関係」を指します。年収360万円未満相当または第3子以降の子どもが対象となります。
※幼稚園（未移行）では町から認定されている児童のみ対象となります。

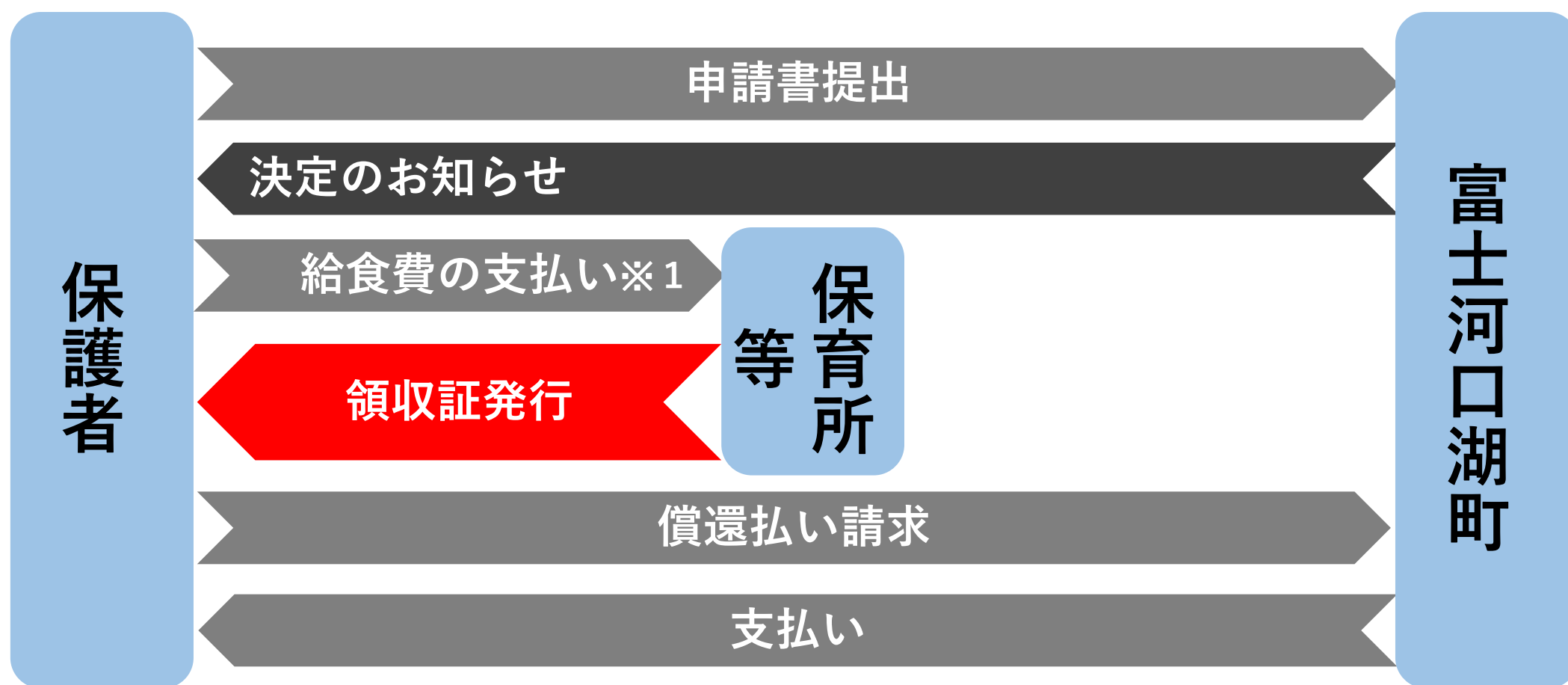


お手続きは
こちらです！

1.代理受領(町内施設等)



2.償還払い(町外施設)



令和2年度 償還払いの時期	受付期間	お支払い(予定)	必要な書類
4月～9月 利用分	10/1～10/31	11月中	償還払い請求書 領収証
10月～翌3月 利用分	3/1～3/31	4月中	

※1 上限額は月6,500円となります。ただし給食費が上限額を上回る場合には差額分は実費負担となります。

・領収証は大切に保管しておいてください。領収証なき場合にはお手続きができません。

・償還払い請求書様式等は富士河口湖町公式HPまたは窓口にて配布予定です。

※支払い方法は通所児童数により町が決定します。

お問い合わせ先
富士河口湖町 子育て支援課 保育所担当
☎ 0555-72-1174